

パソコンリサイクルが始まります

十月一日から「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭系パソコンの回収・リサイクルがスタートします。

対象機器

家庭から排出されるデスクトップ型パソコン本体、ディスプレイ（ブラウン管式又は液晶式）、ノートブック型パソコン

リサイクル料金

九月以前に販売されたパソコン

排出時にリサイクル料金（回収・再資源化料金）の負担が必要になります。

対象機器	回収・再資源化料金(消費税別)
<ul style="list-style-type: none"> デスクトップ型パソコン本体 ノートブック型パソコン 液晶式ディスプレイ 液晶式ディスプレイ一体型パソコン 	一台あたり 各3,000円
<ul style="list-style-type: none"> ブラウン管式ディスプレイ ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン 	一台あたり 各4,000円

上記料金は、主要なパソコンメーカーのリサイクル料金です。リサイクル料金の詳細については、各パソコンメーカーにお問い合わせください。

十月以降に販売されるパソコン
排出時にリサイクル料金の負担はありません（パソコン本体

に左図のPCリサイクルマークの表示があります。

パソコンの排出手順概要

- ① 排出者がパソコンメーカーに回収の申し込みをします。
- ② メーカーからリサイクル料金の払い込み用紙が送付されるので、最寄りの郵便局、コンビニエンスストア等で料金を支払います。
- ③ メーカーから専用の「ゆうパック伝票」が送付されます。
- ④ パソコンを梱包し、「ゆうパック伝票」を添付のうえ、郵便局に戸口回収を依頼するか、最寄りの郵便局へ直接持ち込みます（戸口回収料金は、かかりません）。

問合せ

- 経済産業省情報通信機器課環境リサイクル室
☎〇三―三五〇―一―一五一一
環境省廃棄物リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
☎〇三―三五八―一―三三五―
(社)電子情報技術産業協会
パソコン3R推進室
☎〇三―五二八―二―七六八五

PCリサイクルマーク



葉山の環境の保全と創造のために

葉山町環境基本計画から④

町では、平成十一年四月に環境基本条例を制定し、この条例に掲げる基本理念の実現に向けて、平成十三年三月に環境基本計画を策定し環境の保全等を総合的・計画的に推進しています。

基本目標③ 資源やエネルギーを有効利用 する循環型のまちづくり

この基本目標③「資源やエネルギーを有効利用する循環型のまちづくり」に掲げられている「廃棄物の資源化・減量化」には次のようなことが記載されています。

環境に配慮した行動指針

廃棄物の資源化・減量化

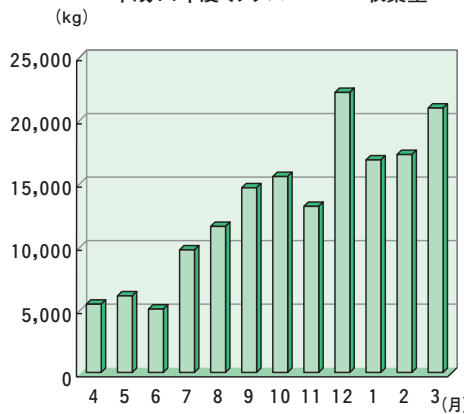
【町民の行動】

- ・分別を確実に実行します。
- ・分別の容易な商品を購入します。

【事業者の行動】

- ・産業廃棄物の発生抑制に努めます。
- ・集団回収に協力します。
- ・ごみ出しのルールを守り、正しく分別します。
- ・再生資源利用の商品を購入します。

平成14年度ミックスペーパー収集量



これらの行動指針に沿い、町民や事業者が自らの課題として、それぞれの事業活動や日常生活の中で、積極的に行動するよう努めましょう。

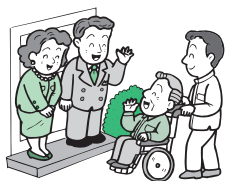
昨年四月から新たな分別としてミックスペーパーの分別収集を始めたこと

る、昨年度一年間で延べ約一五八トンの収集ができました。

今後も引き続き、ミックスペーパーをはじめとした「ごみの分別収集」にご協力をお願いします。

環境基本計画は、環境課、図書館、町ホームページでご覧になれます。

http://www.town.hayamakanagawa.jp/j/plan/kanki/index.htm



介護保険施設開設

介護保険事業計画に沿った施設整備を進めるに伴い、来年度の神奈川県補助協議にむけた開設事業者を募集し、選考をします。

開設を希望する事業者は計画の状況や募集要領をご確認のうえ、申し出てください。

施設整備計画

特別養護老人ホーム 1箇所 (80床)
介護老人保健施設 1箇所 (70床)

事前相談

開設を希望する事業者は、町福祉課へ事前相談を行ってください。事前相談をしない場合は要望書の提出はできません。

事前相談期間

11月4日(火)～14日(金)

※来庁予定日を必ず事前に電話でご連絡ください。

提出資料 建設予定地・開設法人に関する資料を5部用意してください。

相談先 福祉課及び関係各課

※内容により、関係各課から指摘事項がある場合があります。

問合せ 福祉課 ☎内線233

※詳細は、町ホームページでもご覧いただけます。

【町ホームページアドレス】

<http://www.town.hayama.kanagawa.jp/>

事業者の

募集

平成十四年度

葉山歌壇俳壇入賞者発表

平成十四年度広報葉山「葉山歌壇俳壇」年間優秀作品が、年間応募数短歌二二人・俳句二六四人、五六二首・七七五句の中から選定され、次の皆さんが入選しました。おめでとうござい
ます。

なお、八月十五日(金)に予定されていた表彰式は、折からの豪雨により中止となりました。

入賞者(敬称略)

■短歌の部

第一席 米田 宮子

渾身の力で一歩踏み出だす

第二席 麻痺の克服今始まりし 山岸由美子

日に染まり明けゆく山はまだ暗き

第三席 海の面のめざめをさそふ 渡辺 裕子

散歩道露草赤まんま摘みて採り

車椅子のひざに秋並べおり

■俳句の部

第一席 新井かね子

夏休み影も跳ねつつ孫の来る

第二席 高梨 久子

風揚がる父と子の引く同じ糸

第三席 石川 光子

社に入り初音のあとを待つしじま

これからも、歌会句会の区別なく広く皆さんの投稿をお待ちしています。

葉山町生きがい事業団から

問合せ ☎八七七七一五五五

緑樹管理(植木)の全般的な手入れに関する学科と実技指導の技能講習会を行います。

また、講習会最終日には、講習修了者を対象に職業安定所と事業主団体等による就職相談会を開催します。

日時 十月二二日(水)～三〇日(木)までの七日間(土・日を除く)

場所 横須賀しようぶ園展示室(横須賀市阿部倉町五四九)

対象 葉山町・横須賀市・三浦市在住の概ね六〇歳代前半で働く意欲のある人

定員 二五人(応募者多数の場合には抽選あり)

申込み・問合せ 往復はがきに講習名「緑樹管理」・郵便番号・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・住所・応募の動機を書いて、〒二三一〇〇二六 横浜市中区寿町一四かながわ労働プラザ六階(社)県シルバー人材センター連合会
☎〇四五一六三三一五四三二

朝鮮半島・台湾出身の旧日本軍軍人軍属等の

ご遺族への弔慰金と重度戦傷病者の方への見舞金について

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律が施行されました。

ご遺族には弔慰金二六〇万円、重度戦傷病者の方には見舞金（及び老後生活設計支援特別給付金）四〇〇万円が、支給されます。

対象 特別永住者として日本に永住している人などで、次のいずれかに該当する者

- ①昭和十二年七月七日以後公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより昭和十六年十二月八日以降死亡した人のご遺族
- ②昭和十二年七月七日以降公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより重度障害の状態にある戦傷病者（重度戦傷病者）の人
- ③平成十三年三月三十一日以前に死亡した重度戦傷病者のご遺族（①に該当する人を除く）

※公務傷病とは、戦闘中や作業中の負傷、在職中の病気などをいいます。

※遺族とは、①配偶者、②子、③父母、

- ④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦死亡された方と生計関係を有していた伯父・叔母・甥・姪など三親等内の

親族をいいます。

※弔慰金は、この順番による最先順位のご遺族一人に支給されます。

※重度戦傷病者とは、片手の親指を失った人、片足のすべての指を失った人及びこれ以上の障害の状態にある人を含みます。

請求期間 来年三月三十一日まで

受給できない人

恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法などによる給付を受けた人がいるなどの場合は受給できません。

請求書類

- ①弔慰金等請求書
- ②外国人登録証明書の写し
- ③他の法令による給付に関する申立書
- ④弔慰金等受取金融機関に関する届
- ⑤公務傷病、または公務傷病により死亡したと認めることができる書類
- ⑥死亡した人との身分関係を認めることができる戸籍書類など（弔慰金請求の場合）
- ⑦障害の程度がわかる書類（見舞金請求の場合）

※この他にも、場合によっては必要な書類があります。

※弔慰金等請求書などの用紙は、町福

社課または県生活援護課にあります。

問合せ 県生活援護課

☎〇四五―二一〇―四九一七（直通）

☎〇四五―二一〇―一―一―一

内線四九一七〜四九一九

町福社課 ☎内線二三六

浄化槽を適正に維持管理するため、次の三点を心がけましょう。

《清掃》

浄化槽の浄化能力を維持するため毎年一回清掃しましょう（全バツキ型浄化槽はおおむね六ヶ月に一回）。

清掃の申込み

左記業者へお申し込みください。

木古庭・堀内・長柄地区

葉山興業 ☎八七五―〇六四三

上山口・下山口・一色地区

葉山衛生社 ☎八七五―三〇七五

※清掃の際は立会い「清掃連絡票」を確認し、押印してください。

※清掃手数料の支払いは、翌月に送

付される「納入通知書」でお支払いください。

問合せ 環境課 ☎内線二二三

《保守点検》

家庭用浄化槽は三〜四ヶ月に一回の保守点検が必要です。業者に委託する場合は、県登録業者へお申し込みください。

問合せ 鎌倉保健福祉事務所

☎〇四六七―二四―三九〇〇

《法定検査》

浄化槽を使い始めてから六ヶ月後、その後は一年に一回検査を受けることが、法律（浄化槽法）で定められています。

申込み・問合せ（社）神奈川県生活

水保全協会検査センター

☎〇四六七―二五―三五四二

10月1日は 浄化槽の日 です！